

細野原発事故収束・再発防止担当大臣及び枝野経済産業大臣による
東京電力、資源エネルギー庁及び原子力安全・保安院への
指示について

平成23年11月9日
内閣官房
経済産業省

本日（11月9日）、枝野経済産業大臣及び細野原発事故収束・再発防止担当大臣から、東京電力、資源エネルギー庁及び原子力安全・保安院に対して、東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の廃炉措置等に向けた中長期ロードマップの策定について別紙の内容の指示を行いましたので、お知らせいたします。

(別紙)

細野大臣、枝野大臣からの中長期ロードマップに関する指示

1. 東京電力福島第一原子力発電所の事故原因の徹底的な究明、その状況の把握と安全対策の実施に継続的に取り組むとともに、同発電所1～4号機の廃止措置終了までの合理的かつ具体的な工程を策定すること。
2. 事故収束及び廃止措置のための研究開発計画を策定すること。
3. 事故収束及び廃止措置のために従事する東京電力内外の現場作業員について、その処遇の向上を図りつつ十分に確保し、中長期措置の実現を担保すること。
このために必要な人員計画を策定するとともに、その裏付けとなる事業実施体制を整備すること。
4. 循環注水冷却システムなど設備の信頼性を向上するとともに、建屋内に滞留する高レベル放射性汚染水を速やかに処理すること。このための計画を策定すること。
5. 発電所全体から新たに放出される放射性物質等による敷地境界における被ばく線量について、1ミリシーベルト／年未満をできるだけ早期に達成すること。その後も、合理的に達成できる限り、当該被ばく線量を低減すること。このための計画を策定すること。
6. オンサイトにおける廃棄物管理や除染を的確に実施すること。そのための計画を策定すること。
7. 原子炉建屋内使用済燃料プールからの使用済燃料の取出しを

2年以内を目途に開始すること。このため、共用プール分も含む使用済燃料の早期移送に必要な措置を明確化し、作業計画を策定すること。

8. 使用済燃料の移送と並行して、水張り等のための準備を進め、10年以内に溶融した燃料の取出しに着手すること。このために必要な計画を策定すること。